

令和6年度 沖縄市がん患者アピアランスケア助成金 Q&A

	項目	問	答	その他注意事項等
1	対象者	沖縄市に住んでいますが、住所は他の市町村にあります。対象となりますか？	対象となりません。 申請日時時点で沖縄市に住民票がある方が対象です。	
2	対象者	対象者は女性限定ですか？ 年齢制限はありますか？	性別の限定や年齢制限はありません。	対象者が未成年の場合は保護者（親権者・未成年後見人）が申請者となります。
3	対象者	過去にがん治療を受けたが、現在は受けていません。対象となりますか？	治療を受けた時期は問いません。 補整具を購入した時期が助成対象の期間内であること、かつ、過去にがん治療を受けたことが確認できる書類を提出していただければ助成の対象となります。	がん治療を受けたことが分かる書類が手元がない、紛失した等の場合は、 質問No.14 をご確認ください。
4	対象者	過去に他の都道府県で同様の補助を受けたことがあります。申請は可能ですか？	沖縄県内の市町村から助成を受けたことがない方は助成の対象となります。	
5	対象補整具	対象補整具は1人1つですか？ 複数購入した場合はどうなるのでしょうか。	購入される個数は問いません。同じ目的の補整具を複数購入した場合、まとめて申請することが可能です。	申請できるのは補整具の種類ごとに1人1回、上限額2万円の助成となります。
6	対象補整具	ウィッグは医療用のものでないといけませんか？	医療用でなくても申請可能です。	ウィッグ装着に必要な頭皮保護用ネットは、ウィッグとともに申請をする場合は助成の対象となります。
7	対象補整具	ウィッグをレンタルする費用は助成の対象となりますか？	助成の対象となりません。	
8	対象補整具	ウィッグを自作する費用は助成の対象となりますか？	助成の対象となりません。	
9	対象補整具	ウィッグのケア用品（シャンプー・リンス・クリーナー・ブラシ等）、ウィッグを置くスタンドも対象になりますか？	助成の対象となりません。	
10	対象補整具	対象となる乳房補整具とは何ですか？	補正下着（補正パッドと下着が一体となったもの）や補正パッド、人工乳房（肌に密着させて使うもの）が対象となります。	補正パッド又は人工乳房を固定するために購入した下着（市販されている一般的な下着を含む）は、補正パッドまたは人工乳房とともに申請する場合は助成の対象となります。
11	対象補整具	両胸の補整具の申請をしたい場合、助成額はいくらになりますか？	両側の乳房を切除した方が左右それぞれの乳房補整具を購入し、それらにつき申請した場合は、左右合計で上限額4万円の助成が受けられます。	

	項目	問	答	その他注意事項等
12	対象補整具	専用入浴着（バスタイムカバー）や胸帯（サージカルケアブラ）は対象となりますか？	専用入浴着（バスタイムカバー）や胸帯（サージカルケアブラ）は手術部の保護を目的とするもので、 外見の変化を補完するものではないため、対象となりません。	
13	提出書類	がん治療を受けている（または受けていた）ことが分かる書類とは何ですか？	がん治療（手術、薬物療法、放射線治療等）を行ったことが分かる書類となります。 （例） 診断書、治療方針計画書、入院治療計画書、手術の説明・抗がん剤使用の同意書など	
14	提出書類	がん治療を受けている（過去に受けていた）ことを証明する書類が手元にありません。どうしたらいいですか？	治療を受けた医療機関から証明書を発行してもらうなど、「 <u>がん治療を受けたこと</u> 」および「 <u>がん治療による脱毛または手術による乳房の変形</u> 」の2点を確認できる書類の提出をお願いします。	医療機関から証明書を発行してもらう費用は助成の対象外となります。
15	提出書類	領収書はコピーでも良いですか？	領収書の写しでは申請ができません。 原本の提出をお願いいたします。	
16	提出書類	領収書に記載が必要な項目は何ですか？	下記すべての記載が必要となります。 ①購入者氏名 ②購入日 ③購入品目 （乳房補整具の場合は、右・左の別の記載も必要） ④購入金額 ⑤領収書発行者の名称・住所・連絡先	記載されていない項目がある場合、助成金の交付ができないことがあります。
17	提出書類	領収書に品目の記載がないが、どうしたらいいですか？	・購入店に品目が記載された領収書の再発行を依頼してください。 ・領収書の再発行が難しい場合は、購入した品目が確認できる書類（購入明細書、納品書等）を併せて提出してください。	
18	提出書類	インターネットで購入した場合、対象となりますか？	対象になります。 ただし、領収証の提出が必要となりますので、購入先や販売元に必要な記載事項を記した領収書の発行を依頼してください。	支払いに係る手数料や送料は助成の対象となりません。

	項目	問	答	その他注意事項等
19	提出書類	領収書がないのですがレシートでも良いですか？	<p>・購入店に領収書の再発行を依頼してください。</p> <p>・領収書の再発行が難しい場合は、支払い金額が確認できるもの（レシートやクレジットカード利用明細書等）に加え、下記の①～④すべての項目が確認できる書類（購入明細書、納品書等）を提出してください。</p> <p>①宛名 ②購入日 ③購入品の内訳 ④領収書発行者の名称・住所・連絡先</p>	
20	対象経費	クーポン利用やポイント利用等による割引があった場合、割引金額分も含めて助成の対象となりますか？	割引により差し引かれた金額分は対象となりません。実際に支払った金額が助成対象となります。	
21	対象経費	購入に要した送料や手数料も助成の対象になりますか？	助成の対象となりません。	
22	その他	申請期限はありますか？	<p>令和6年度に購入した補整具についての申請は、令和6年6月3日から令和7年2月28日までとなります。</p> <p>ただし、令和6年4月1日～令和6年12月末日までに購入したものについては令和7年1月末日までに申請をお願いいたします。</p>	令和7年2月28日以降に補整具を購入した等、申請期間内に申請ができない場合は、市民健康課 健康推進係（TEL:098-923-0105）までご相談ください。
23	その他	申請は何回まで可能ですか？	各補整具ごとに1回のみ申請となりますので、同じ種類の補整具については再度助成を受けることはできません。	